



鳥取県公報

令和8年9月25日（金）
号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委告示 選考により採用する職の一部改正（2）（任用課）・・・・・・・・・・ 2

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第2号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職について）の一部を次のように改正し、令和8年9月25日から施行する。

令和8年9月25日

鳥取県人事委員会委員長 細 田 耕 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略	1・2 略
3 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの	3 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの
(1) 略	(1) 略
(2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号） <u>第4条</u> の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職	(2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号） <u>第4条第1項</u> の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職
4 略	4 略